

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

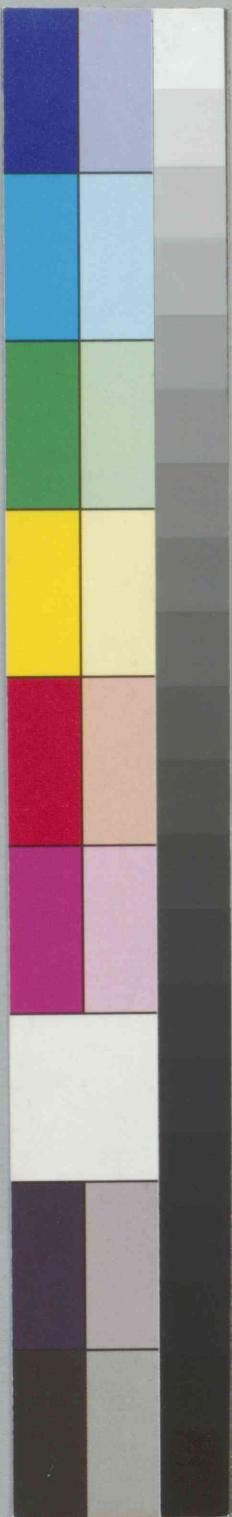
群馬県立図書館
中島文庫

昭和七年九日

(世界大戦争の初めに當り独逸に於けり)

聯邦參議院ニ對スル、戰時經濟的諸方策、授權付テ

國政研究會



秘

(世界大戦争の初めに當り獨逸に於ける)
聯邦參議院に對する戰事經濟的
諸方策の授權に付て

6370

- 注意事項
○資料は大切に扱いましょう。
○資料は転貸借はお断りします。
○15日間の期限に必ず返して下さい。
○資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話(0272) ④3008番

昭和七年九月廿壹日 提出

昭和七年九月廿一日 提出

八 大 六 五 四

- 一 獨逸の戦時に於ける授權法
- 二 授權法に依る聯邦參議院の命令
- 三 授權法以外財政経済關係の諸法律に於ける
聯邦參議院に對する権限附典
- 四 獨逸に於ける立法部の二大機関
- 五 聯邦參議院の組織性質及職權
- 六 聯邦參議院の立法權
- 七 聯邦參議院の行政權
- 八 聯邦參議院の司法權

聯邦參議院に對する、戰事經濟的諸方案の授權に付て

目

錄

頁

九 聯邦參議院の職制

一、聯邦參議院の委員會

二、我國に於ける授權法の例

(參照)

(甲號) 聯邦參議院ニ對スル戰事經濟的諸方策ノ授權及
手形及小切手期間延長ニ關スル五百四十件八月四日法律(所謂授權法)
臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律

(乙號) 明治三十九年法律第三十一號

明治三十九年法律第三十一號

(丙號) 大正十年法律第三號

元

五 三

西 三

聯邦參議院に對する戰事經濟的諸方策の
授權に付て

一

獨逸は千九百十四年八月一日宣戰の布告を為
すや同年八月四日帝國議會の協賛を得て法律
を以て聯邦參議院に對し

現戰爭中經濟上の損害を除去する為に必要と認めら
れる法律上の諸方策を制定する
の権限を附與した世に所謂「授權法」
のこれである(別紙甲號参照)

紙甲號参照

獨逸の戰時
に於ける
授權法

授権法に依
る聯邦參議院の命令

前記授権法に依リ聯邦參議院は法律に代るべ
き經濟上重要ある命令を發した其の一例を擧

くれば左の如くである

○金貨拂約束の無效に関する千九百十四年九月
三十日布告

聯邦參議院は千九百十四年八月四日授権法第三條に基
きたの命令を發布す

第一條 千九百十四年七月三十一日前に締結せられた
る金貨拂の契約は更に規定する如無效とす

第二條 本法は公布の日より之を施行す

本令廃止の時期は帝國宰相之を定む

権法以外財政經濟
關係の諸法律並
る聯邦參議院に付
する 権限附典

であろ

○臨時輸入獎勵に關する千九百十四年八月四日
法律

第一條 聯邦參議院は、戰爭の迷讀中穀物、米、莢豆、馬鈴薯、蕷、青綠草及芻秣、料理用野菜、家畜、生肉及味付肉、食用ヘッド、乾酪、鶏卵、水車製品、通常の麵麺類、エンドウ、ニルク、其他の食糧品及奢侈品（鑑定を含む）及鑛油に対する

關稅を免除することを得

第二條 前條に掲くる聯邦參議院の權限は本法施行の際
獨逸關稅免除区域又は保稅倉庫に存在する商品に及ば
ず

第三條 聯邦參議院は、戰爭の迷讀中芽一條に掲けたる商
品に對する輸入の法律上の禁止又は制限の全部又は一部
部を廢止することを得

第四條 本法は公布の日より之を施行す

獨逸に於ける立法部の二大機關は
機関立法部の二大

獨逸に於ける立法部の二大機關は
聯邦參議院 聯邦參議院

代議院

である
代議院は獨逸帝國の人民全體を代表するものにて所
謂帝國議會である

五

聯邦參議院の
組織性質及
職權

聯邦參議院は聯邦諸州の代表者の結合體に
して一個の主權體の代表機關である

抑も獨逸の聯邦參議院は他の憲法上の政治機關に委せ
られざる總ての職權を行用するを得るもので、理論上何
等の職權と雖も聯邦參議院の管理に帰して不可あるものは
さへ故に聯邦參議院は他の政治機關が遺留したる一切の職
權を收拾するの政治機關と云ふことを兼ねれば、聯邦參
議院は立法、行政、司法の三権を有するものである

聯邦參議院の
立法権

聯邦參議院は其の立法権に於て帝國立法部の上院と見做すことの出来る、抑も聯邦參議院は其の院より、代議院に送付すべき法案を発議するの権を有し、又總ての法律を有效ならしむるに必要なる兼認権を有し、且つ又帝國の憲法若は他の法律に衝動を及ぼすべき條約を訂結するに當りては必ず聯邦參議院の協賛に待たなければならぬ。

聯邦參議院議員は又、代議院の議事に上れる議案に關し、代議院に出でて各自の意見を演説するを得、而して其の意見は聯邦參議院議員の多數と一致せざる場合に於ても敢へ妨くる所存キモノである。

聯邦參議院
行政権

聯邦參議院の行政権は一言を以て之を蔽ふへば「監督権」である。凡そ帝國の行政事務に於ける缺點若くは必要の事柄は、聯邦參議院之を巡察し、他の政治機關にしへしがれの任に當るもの無き場合に於ては、聯邦參議院自から此の缺點を匡救し、其の必要を充たすの處分を講ずる。聯邦參議院は又帝國政府某々の重要な官吏を選擢するの権を有する、即ち會計検査院の吏員及び帝國高等法院の吏員并びに監査員の吏員は、聯邦參議院之を指名し若くは選舉する、又帝國の恩給金を管理するの諸官吏及び帝國銀行の監督官は、聯邦參議院の指名若くは選擢に出つるものとする。聯邦參議院は又直接

若くは間接に領事及び帝國法律の下に諸州が賦課する
関税及び他の租税に對し中央政府の監督を施すの任務
を有する監督官吏等を指名任命するの権を有する
聯邦參議院の行政權の中には皇帝が開戦を布告するに
は聯邦參議院の協賛を要すること（但し外寇侵入の場合
は例外にして此場合に於ては皇帝一人にして宣戦を
断行するを得）及び國會の開會中、代議院を解散するに
は聯邦參議院の同意を要すること并びに之と同しく重
大なる他の政府の行為に承諾を與ふること等である

八

聯邦參議
院の司法權

聯邦參議院の司法權は半ば其の帝國主要の行政評議會たるの資格より發生する。

即ち聯邦參議院が行政評議會として行動したる場合に
於て、其の決議の多くは高等行政控訴院の判決と見做
すべきものである。然りと雖も裁判所として聯邦參議
院の法權は單に止まるに非ずして、行政上の問題
の外種々の問題を審議するを得るものである、聯邦參
議院は帝國內の或る州を認めて其の義務を欠きたるもの
のと為し、之に對して執行の令狀を發するを命ずるを得る。

聯邦參議院は又各州法律の不完全あるより人民に對し
て正當の裁判を為し其の權義を保護する能はざる場合
に於て、最高の法廷と為るものである。是れ他亦し、
聯邦參議院は斯かる場合に於て各州をして其の法律の
缺點を補ひ、訴訟人又正當の保護救濟を與ふることを
余すを得るからである。更に又聯邦參議院は公法の
點に於て各州相互の間に起れる争議に關し控訴院と為
るものである。但し私法上の争議は通常裁判所に於て
之を審判するは勿論である。

九

聯邦參議
院の職制

帝國大宰相は聯邦參議院の議長にして普魯西王
の親任に出て、普魯西議員十七人の一員である。
而して議長が一方に於て議員を兼ねるは、獨逸憲法學
者の説に據るも其の聯邦參議院議長の職權を行使する
に必要ありとする所である。聯邦參議院に於て可否の
投票兩々相等しそ時は、大宰相即ち議長の投票に依て
最後の決定を為すものである。換言すれば普魯西議員
の投票を為したる方が勝を奏する譯である。

聯邦參議院
院委員會

聯邦參議院は總て他の立法機關の慣例に遵ひ、特別委員會並に常任委員會を置きて種々の事務を行はしめる。

二

我國に於ける
授權法の例

授權法に依り法律事項を命令の形式を以て規定するものは所謂法律に依る「委任命令」である。

此の委任命令は、我國の憲法上よりすれば

(イ) 法律に於て其の大綱のみを定め其の細目は命令の規定に譲るが如き場合

(ロ) 法律に於て廣汎ある規定を命令に委したる場合

右の兩場合に於ての場合は立法上の手段方法として差支あきわ(ロ)の場合は違憲ありとの説が多い。即ち

其の例としては明治二十九年法律第六十三號を以て命令

(律令を發する權限を臺灣總督に與ひたる為違憲論が起

(甲) 號

聯邦參議院、對スル戰事経済的諸方策ノ授權
及手形及小切手期間、延長ニ關スル千九百十四
年八月四日法律（所謂授權法）

第一條 戰爭ノ結果不可抗力ニヨリテ手形上、權利又ハ
小切手上、償還請求權、行使又ハ維持ニ必要ナル行為
ヲ為スコト能ハサルトキハ其ノ法定期間ハ障害、去リ
タル後其ノ行為ヲ為スニ必要ナル期間丈ヶ之ヲ延長ス
但シ障害、去リタル後少々ト々六業日ヲ経過スルコト
ヲ要ス特ニ不可抗力ニ因ル障害ト認ムヘキモノ左、如
シ

一 行為ヲ為スヘキ地ヲ敵ニ占領セラレタルトキ
但シ取引上必要ナル注意ヲ用ヰルトキハ其ノ行為

つて遂に明治三十一年限り之を廢止したるが如きことがあつた
(別紙乙號参照) 而して右廢止後臺灣に於て特殊の事情に
因リ必要とする場合は法律を要する事項を臺灣總督の
命令を以て規定し得ることとなつた、但し其の規
定は臺灣ト行はるゝ法律及勅令に違反することが出来
まいとのふことを條件とする(別紙丙號参照)

ヲ為シ得ル場合ハ此ノ限ニアラス

二 行為ヲ為スニ利用ス可キ通信機関ノ正規ノ通信
ヲ許ササル程度ニ破壊セラレタルトキ

第二條 前條ノ規定ニ牴觸セサル限り右ノ期間ハ戰爭中
聯邦參議院ノ協賛ヲ経タル勅令ヲ以テ全國又ハ其ノ
一地方ニ對シ特定ノ期間丈ケ之ヲ延長スルコトナ得
前項ノ規定ハ聯邦參議院ノ承諾ヲ要マサル程度ニ
於テ保護領ニ々亦之ヲ適用ス

◎ 第三條 聯邦參議院ハ現戰爭中経済上ノ損害ヲ除去スル
為ニ必要ト認メラルル法律上ノ諸方策ヲ制定スルコト
ナ得

是等ノ方策ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ノ提出シ若

シ議會ノ要求アルトキハ之ヲ廢止スルコトヲ要ス

第四條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス本法廢止ノ時期
ハ聯邦參議院ノ協賛ヲ経テ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(乙)號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關ス
ル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長伯爵黒田清隆

明治二十九年三月三十日

法律第六十三號(官報三月三十日)

第一條 臺灣總督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ效力ヲ有ス
ル命令ヲ發スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ右
殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 暫時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第

一項、手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコト
ヲ得

第四條 前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請
ニ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ

勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ
效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全
部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

第六條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキ
ハ其ノ效力ヲ失フモノトス

右有效期限は其後三回延期せられ
 (明治三十九年法律第三十一号發布) 依リ消
 滅いた

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關
スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布ヤシハ

御名御璽

明治三十九年四月十日

内閣總理大臣候爵 西園寺公望
内務大臣 原 敬

法律第三十一號(官報、四月七日)

第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命
令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ経テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第

一條、命令ヲ發布スルコトヲ得
前項ノ命令ハ發布直後ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サ
レトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナ
キコトヲ公布スヘシ

第四條 法律、全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スル
エノハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル
法律及時ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律
及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條 臺灣總督、發布シタル律令ハ仍其ノ効力ヲ有ス

附 則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十四年
十二月三十一日迄其ノ効力ヲ有スルモノトス

(右有效期限は其後ニ回迄期せられ
大正十年法律第3号發布に依リ消滅した)

(丙號)

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律(官報三月号)
 脱帝國議會ノ協賛ヲ經タル臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關ス
 ル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

大正十年三月十日

内閣總理大臣 原敬

法律第三號

第一條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スル
 ゾノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權法律上ノ期間其
 他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル
 必要アルモノニ付テ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ為スコトヲ得

30 第二條

臺灣 = 於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ

法律十キモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ関シテ

ハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督

ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第三條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第四條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ

規定ニ依ラズ直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請

フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ

將來ニ向テ效力十キコトヲ公布スヘシ

第五條 本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行

ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十一年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第

三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行

ノ際現ニ效力ナ有スルモノニ付テハ當分内仍從前ノ例

ニ依ル

之于其間。故人道一脉，無不復存。而其後人之
傳承，亦復無不復存。蓋其學，實爲吾儒之
一大宗也。故其門人，多有傳其學於後世者。
今以爲本來之學，非實傳於後人，則其傳之者，
必爲妄也。故其學，實爲吾儒之一大宗也。故其
門人，多有傳其學於後世者。今以爲本來之學，
非實傳於後人，則其傳之者，必爲妄也。



群馬県立図書館



0706370-4